

## 9月20日(金)～26日(木)は動物愛護週間

# ペットを飼うときは責任と愛情をもって 最期まで飼育しましょう



ペットを飼う前には最期まで愛情を持ってペットと暮らせるように、心構えと準備をしておくことが重要です。最期まで面倒を見ることができるとよく考えましょう。

### 犬を飼う人へ

犬の登録をしましょう



生後91日以上飼育した犬は、市町村への登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。犬を飼いだめたら環境政策課で登録をしてください。また、死亡や引越など、登録内容に変更があった場合も届出が必要です。

### ふん・尿の後始末は飼い主の責任です

ペットのふんや尿の放置は不衛生で、近隣トラブルの原因にもなります。ふんは持ち帰り、尿には水を撒くなど、飼い主が適切に処理しましょう。

### 無駄吠えをなくしましょう

自分の犬がどんな時に吠えているか原因を見きわめ、それに応じたしつけが必要です。

### 飼い犬・猫が行方不明になったり、迷い犬を保護したら

飼い主のもとへ帰れるように次の内容を県動物保護管理センター(☎0748(75)1911)、守山警察署(☎(583)0110)、環境政策課に連絡してください。

◎飼い主(保護した人の住所、氏名、電話番号)

◎いなくなった(保護した)場所、日時

### 放し飼いはやめましょう

交通事故や、ほかの人や動物に危害を加える可能性もあるので、きちんとつなぎましょう。

### 猫を飼う人へ

猫は室内で飼いましょう



近隣トラブルの防止や交通事故、病気の予防のためにご協力ください。

### 野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

その家の周囲に野良猫が増え、周辺の住民に影響を及ぼすことがあります。餌を与えるなら飼い猫として責任を持って室内で飼いましょう。

### 不妊・去勢手術をしましょう

猫は非常に繁殖力の強い動物です。望まない妊娠を減らすため、手術をしましょう。

◎特徴(種類、毛色、毛並み、性別、首輪の有無と色など)

県動物保護管理協会ホームページ「迷い犬・猫」で、現在保護されている犬・猫の情報を確認することができます。

また、万が一に備え、日ごろから犬の鑑札や連絡先(飼い主の名前や電話番号)の書かれた迷子札をつけることも大切です。

## 犬の飼い方・しつけ方教室

時・因

基礎コース(初めて参加する人)

毎月第1・3週火曜日午前10時30分～11時30分、第2・4週火曜日午後1時30分～2時30分

発展コース(2回目以降の人)

毎月第2・4週火曜日午前10時30分～11時30分、第1・3週火曜日午後1時30分～2時30分

県動物保護管理センターふれあい友遊館(湖南市)

各回前週の金曜日まで(祝日除く)に電話で左記へ申し込み。

他詳しくはホームページをご覧ください。

問(財)滋賀県動物保護管理協会

☎0748(75)6522  
☎0748(75)3295



ホームページ